# 行政事務標準文字 導入のお知らせ

## 各種証明書や郵送物で使用する文字が標準化されます。



### 標準化ってなに？

国は、全国自治体の主な業務で取り扱うシステムの統一（標準化）を進めています。その一環として、主な業務システムで使用する文字を、統一文字規格である「行政事務標準文字」に変更し、すべての自治体で同じ文字を使えるようにします。

本市では、令和8年11月24日（予定）から、市が発行する各種証明書や郵送物で使用する文字を、順次移行します。

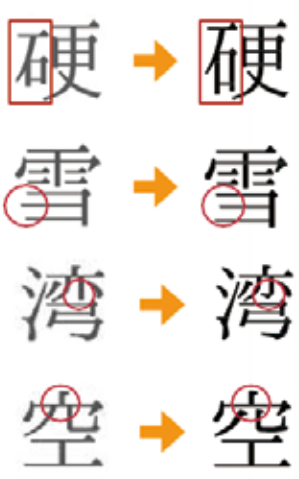
### どのように変わるの？

氏名等に独自の外字（標準的なパソコンで表現できない文字）を使われている方は、今までと違ったデザインになる場合があります。

漢字の骨組み（字体）は変わりませんが、部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（字形）の範囲内で変わることがあります。

◀行政事務標準文字の文字図形一覧表

**字体は同じだが、字形（デザイン）が変わる例**




### 今までの漢字は使えないの？

行政事務標準文字は、市が発行する証明書や印刷物などで使われるもので、市民の皆さんが同じ文字を使用しなければならないというものではありません。

書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。コンピューターへ入力する文字は行政事務標準文字を利用することになります。



**戸籍では、従来の文字を保持し続けます。**

文字の標準化の詳細は、デジタル庁のホームページをご確認ください▶

**問合先**

・システム標準化について　DX推進課（6階㉖番窓口）　☎939・1032
・住民票等について　市民課窓口・戸籍担当（1階①番窓口）　☎939・1049